

FP3級
2020 年 1 月
学科
過去問解説

解答にあたっての注意 試験問題については、特に指示のない限り、2019 年 10 月 1 日現在施行 の法令等に基づいて解答してください。 なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

【第1問】

次の各文章（(1)～(30)）を読んで、正しいものまたは適切なものには①を、誤っているものまたは不適切なものには②を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(1) ファイナンシャル・プランナーは、顧客の依頼を受けたとしても、公正証書遺言の作成時に証人となることはできない。

【答え】

不適切。

公正証書遺言の作成時の証人になるには資格はいりません。FPが証人になることは可能です。

従って、答えは『②』です。

(2) 雇用保険の教育訓練給付金のうち、一般教育訓練に係る教育訓練給付金の額は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%相当額であるが、その額が10万円を超える場合の支給額は10万円となる。

【答え】

適切。

雇用保険の教育訓練給付金の給付額は、教育訓練の際の経費の20%相当額で、上限は10万円です。

従って、答えは『①』です。

(3) 特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は、原則として、1960 年（昭和 35 年）4 月 2 日以後に生まれた男性および 1965 年（昭和 40 年）4 月 2 日以後に生まれた女性には支給されない。

【答え】

不適切。

特別支給の老齢厚生年金は、男性では生年月日が昭和 36 年 4 月 2 日以降の人、女性では 5 年遅れで生年月日が昭和 41 年 4 月 2 日以降の人には支給されません。

支給開始年齢については、

生年月日(女性は表記より 5 年遅れ)	支給年齢
昭和 28 年 4 月 1 日以前	60
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64

従って、答えは『②』です。

(4) 厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のいない 45 歳の妻が遺族厚生年金の受給権のみを取得した場合、妻が 65 歳に達するまでの間、妻に支給される遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額が加算される。

【答え】

適切。

厚生年金保険の被保険者の夫が死亡した当時、遺族厚生年金の受給権のみを取得した40歳以上、65歳未満の子のない妻には中高齢寡婦加算が加算されます。

または子があっても40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を失権している妻に対しても加算対象です。

従って、答えは『①』です。

(5) 住宅金融支援機構と民間金融機関が提携した住宅ローンであるフラット 35 の融資金利は固定金利であり、その利率は取扱金融機関がそれぞれ独自に決定している。

【答え】

適切。

フラット35は**固定金利**の住宅ローンで、利率は各金融機関で定められているため、**一律ではありません**。

従って、答えは『①』です。

(6) 生命保険契約を申し込んだ者は、保険業法上、原則として、契約の申込日から8日以内であれば、口頭により申込みの撤回等を行うことができる。

【答え】

不適切。

クーリングオフ制度として**8日以内**であれば、**書面**により申込みの**撤回が可能**です。

従って、答えは『②』です。

(7) 払済保険とは、保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金相当額を基に、保険金額を変えずに、一時払いの定期保険に変更するものである。

【答え】

不適切。

払済保険は解約返戻金をもとに、元の契約の保険期間を変えずに、保障額の少ない保険に変更するものです。
保険金額が変わらずに、保険期間の短い保険に変更したものは延長保険です。

従って、答えは『②』です。

(8) 海外旅行傷害保険は、国内空港を出発してから国内空港に帰着するまでが対象となるため、住居から国内空港に移動する間に負ったケガは補償の対象とならない。

【答え】

不適切。

海外旅行傷害保険は、海外旅行の行程中の自宅から空港に向かうまでの間の国内移動中に起きた事故による傷害も保険金支払いの対象になります。

従って、答えは『②』です。

(9) 家族傷害保険の被保険者の範囲には、被保険者本人と生計を共にする別居の未婚の子も含まれる。

【答え】

適切。

家族傷害保険は、本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の子も対象です。

従って、答えは『①』です。

(10) がん保険では、一般に、責任開始日前に 180 日程度の免責期間が設けられており、その期間中にがんと診断されたとしてもがん診断給付金は支払われない。

【答え】

不適切。

がん保険では、一般的には責任開始日から90日間(3ヶ月)程度の免責期間が設けられており、この期間中にがんと診断された場合、契約は無効となり、診断給付金も支払われません。

従って、答えは『②』です。

(11) 一般に、景気動向指数のコンポジット・インデックス（C I）の一致指数が上昇しているときは、景気の拡張局面といえる。

【答え】

適切。

景気動向指数は総合的な景気の状態を見るための複数の指標を総合的に分析・評価するもので、公表はコンポジット・インデックスCIを中心に内閣府が毎月発表しています。

CIの一致指数の上昇がみられるときは、景気の拡張局面といえます。

従って、答えは『①』です。

(12) 一般に、日本の金利が一定のときに米国の金利が低下すると、米ドルを円に換える動きが強まり、円安ドル高が進行する要因となる。

【答え】

不適切。

米国が政策金利を引き下げ、日本との金利差が縮小すると、市場はドルを売って、円を買う流れになるので、為替相場は円高米ドル安になります。

従って、答えは『②』です。

(13) 投資信託の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託を購入する際に年間分を前払いで支払う必要がある。

【答え】

不適切。

投資信託の受益者（投資家）が負担する手数料は 「購入時手数料」「運用管理費用（信託報酬）」「信託財産留 保額」の3つがあります。

運用管理費用（信託報酬）は、投資家が投資信託を保有している間、払い続ける手数料のことです。

従って、答えは『②』です。

(14) 日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部に上場する代表的な 225 銘柄を対象として算出される株価指標である。

【答え】

適切。

日経平均株価（日経225）東京証券取引所上場1部に上場している株式のうち225銘柄の株価合計を銘柄数で割った修正平均の株価指数

従って、答えは『①』です。

(15) オプション取引において、特定の商品を将来の一定期日に、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で買う権利のことをプット・オプションという。

【答え】

不適切。

オプション取引とは、予め決められた期日（満期日）または、期間内に、予め決めた価格（権利行使価格）で、買うことができる権利（コール・オプション）または**売ることができる権利（プット・オプション）**といい、買う権利または売る権利を売買する取引をオプション取引と言います。

本問では、「買う権利のことを、プット・オプションという」と説明されていますが、正しくは**売ることができる権利をプット・オプション**と言います。

従って、答えは『②』です。

(16) 所得税においては、原則として、超過累進税率が採用されており、課税所得金額が多くなるに従って税率が高くなる。

【答え】

適切。

所得税の税率は、課税所得が高くなるにつれて税率が高くなる**超過累進課税方式**です。

従って、答えは『①』です。

(17) 所得税において、事業的規模で行われている賃貸マンションの貸付による所得は、不動産所得となる。

【答え】

適切。

不動産賃貸で得た収入は、事業的規模かどうかに関係なく不動産所得となります。

従って、答えは『①』です。

(18) 所得税において、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために直接支出した金額の合計額を控除し、その残額から特別控除額（最高 50 万円）を控除した金額であり、その金額が総所得金額に算入される。

【答え】

不適切。

一時所得の計算式は

一時所得の金額＝総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額（最高50万円）

※総所得金額に合算する場合には 1/2 とする。

従って、答えは『②』です。

(19) 所得税において、納税者がスイッチOTC医薬品を購入した場合、所定の要件を満たせば、88,000 円を限度として、その購入費用の全額を医療費控除として総所得金額から控除することができる。

【答え】

不適切。

セルフメディケーション税制(医療控除の特例)は、健康増進や病気予防への取り組みを行う個人が、納税者本人または、生計を一にする配偶者や親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を支払った場合、その年中に支払った額が12,000円を超える部分が所得控除の対象となり、上限88,000円となります。 全額ではありません。

従って、答えは『②』です。

(20) 給与所得者のうち、その年中に支払を受けるべき給与の収入金額が 1,000 万円を超える者は、所得税の確定申告をしなければならない。

【答え】

不適切。

年間の給与所得で確定申告が必要となる人の要件は

- ・ 年収2,000万円以上の人
- ・ 給与所得、退職所得以外の収入が20万円以上ある人
- ・ 2カ所の会社から給与を受けている人
- ・ 同族会社の役員などで、その同族会社より、貸付金の利子 や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ・ 源泉徴収義務のない者から給与等の支払いを受けている人などしたがって、給与所得として2,000万円を超えていなければ、確定申告は必要ありません。

従って、答えは『②』です。

(21) 不動産の権利関係を確認するために、当該不動産の所有者以外の者であっても、登記事項証明書の交付を請求することができる。

【答え】

適切。

不動産の登記事項証明書の交付の請求は、所定の手数料を支払うことで、郵便やインターネットから誰でも交付可能です。

従って、答えは『①』です。

(22) アパートやマンションの所有者が、当該建物の賃貸を自ら業として行う場合には、宅地建物取引業の免許を取得する必要がある。

【答え】

不適切。

宅地建物取引業の資格は、賃貸を行う場合の代理や媒介の際に必要となりますが、自ら賃貸を行う際には不要です。

従って、答えは『②』です。

(23) 借地借家法の規定では、定期建物賃貸借契約（定期借家契約）の期間満了時、借主から更新の請求があった場合、貸主は、正当の事由がなければ、その更新の請求を拒むことができない。

【答え】

不適切。

賃貸人が更新を拒絶するためには正当事由が必要ですが、**賃借人が更新を拒絶するためには正当事由はありません。**

従って、答えは『②』です。

(24) 都市計画法の規定によれば、市街化区域内で行う開発行為は、その規模にかかわらず、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

【答え】

不適切。

市街化区域内での開発行為は、**1,000m²以上**の規模では都道府県知事等の許可が必要です。

従って、答えは『②』です。

(25) 土地の譲渡所得のうち、その土地を譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が10年以下のものについては、短期譲渡所得に区分される。

【答え】

不適切。

土地の譲渡所得は、譲渡した年の1月1日現在で判定し、長期譲渡所得と短期譲渡所得に分かれ、税率も異なります。

所有期間5年超を長期、5年以下を短期です。

従って、答えは『②』です。

(26) 書面による贈与において、相続税法上、財産の取得時期は当該贈与契約の効力が発生した時とされる。

【答え】

適切。

書面による贈与では、書面(契約書)に記載された効力発生日が所得時期となります。

従って、答えは『①』です。

(27) 自筆証書遺言を作成する場合において、自筆証書に添付する財産目録については、自書によらずにパソコンで作成しても差し支えない。

【答え】

適切。

自筆証書遺言では、遺言全文、日付及び氏名を遺言者が自書しなければなりませんのでパソコン等での作成では認められません。

しかし、自筆証書遺言書に添付する財産目録についてはパソコンでの作成も可能です。

従って、答えは『①』です。

(28) 被相続人Aさんの相続人が妻Bさんと母Cさんの計2人である場合、妻Bさんの法定相続分は3分の2である。

【答え】

適切。

相続人が配偶者、直系尊属であった場合の配偶者の相続分は2/3です。
相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2が いない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

従って、答えは『①』です。

(29) 法定相続人が4人いる場合、相続税額の計算において、死亡保険金の非課税限度額は「600万円×法定相続人の数（4人）」の算式により算出する。

【答え】

不適切。

相続人の死亡により支給される死亡保険金の相続非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」の金額になります。

遺産にかかる基礎控除額の算出方法は

3,000万円＋600万円×法定相続人の数です。

従って、答えは『②』です。

(30) 取引相場のない株式の相続税評価において、純資産価額方式とは、評価会社の株式の価額を、評価会社と事業内容が類似した上場会社の株価および配当金額、利益金額、純資産価額を基にして算出する方式である。

【答え】

不適切。

純資産価額方式は、課税時期における評価会社の資産から、負債・評価額の差額に応じた法人税等を控除して評価額を求める手法です。

評価会社と事業内容が類似する上場株式の株価をもとに、配当、利益、純資産を比較して評価額を求める方式は類似業種比重方式です。

従って、答えは『②』です。

【第2問】

次の各文章（(31)～(60)）の（ ）内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを 1)～3) のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔30 問〕

(31) Aさん（40 歳）が、老後資金として 2,000 万円を準備するために、20 年間、毎年均等に積み立て、利率（年率）1 %で複利運用する場合、必要となる毎年の積立金額は（ ）である。なお、計算にあたっては下記の＜資料＞の係数を使用して算出するものとする。

＜資料＞利率（年率）1 %・期間20年の各種係数

現価係数	減債基金係数	年金現価係数
0.8195	0.0454	18.0455

- 1) 819,500 円
- 2) 908,000 円
- 3) 1,000,000 円

【答え】

一定期間後に一定額を用意するために「**毎年の積立額**」を求める係数は、減債基金係数を使用します。

準備したい目標額が2,000万円の場合には、
 $2,000\text{万円} \times 0.0454 = 908,000\text{円}$

従って、答えは『2』です。

(32) 公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する (①) 以上 (②) 未満の医療保険加入者である。

1) ① 35 歳 ② 65 歳

2) ① 40 歳 ② 60 歳

3) ① 40 歳 ② 65 歳

【答え】

公的介護保険の第2号被保険者の対象者は40歳以上、65歳未満の人です。

従って、答えは『3』です。

(33) 老齢基礎年金を繰り上げて受給する場合、老齢基礎年金の年金額は、繰上げ1カ月当たり（ ）が減額される。

1) 0.3%

2) 0.5%

3) 0.7%

【答え】

特別支給の老齢基礎年金で当該年金の受給に必要な要件を満たしている60歳以上の者は老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。

繰り上げ支給は繰り上げた月数×0.5%分が減算

繰り下げ支給は繰り下げた月数×0.7%分が加算

従って、答えは『2』です。

(34) 住宅を取得し、住宅借入金等特別控除の適用を受けている者が、住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、借入金の償還期間が当初の借入れの最初の償還月から（ ）未満となった場合、残りの控除期間について、住宅借入金特別控除の適用は受けられない。

1) 10 年

2) 13 年

3) 15 年

【答え】

住宅ローン控除の適用要件に償還期間が10年以上です。
住宅ローンの繰上げ返済によって返済期間が10年未満になると、その年以後は住宅ローン控除を受けることができません。

従って、答えは『1』です。

(35) 日本学生支援機構が取り扱う奨学金には、(①) 第一種奨学金と (②) 第二種奨学金がある。

1) ① 利息付 (在学中は無利息) の ② 利息付 (在学中も有利息) の

2) ① 無利息の ② 利息付 (在学中は無利息) の

3) ① 返済義務のない ② 無利息の

【答え】

奨学金制度には貸与型と給付型があります。貸与型には、**無利息の第一種奨学金**と、**利息付の第二種奨学金**があります。ただし**在学中は無利息**です。給付型は返済義務なしです。

従って、答えは『2』です。

(36) 保険業法で定められた保険会社の健全性を示す（ ）は、保険金等の支払余力がどの程度有するかを示す指標であり、この値が200%を下回った場合、監督当局による業務改善命令などの早期是正措置の対象となる。

1) レバレッジ比率

2) ソルベンシー・マージン比率

3) 自己資本比率

【答え】

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の大暴落など通常予測できないリスクが発生した場合に、保険会社が対応できるかどうか、保険会社の財務健全性を判断する指標です。

数値が高いほど安全性が高いとされ、**200%以上**は健全性が高い目安となります。

200%を下回ると、金融庁から経営の健全性の回復を図るために、早期是正措置が発動されます。

従って、答えは『2』です。

(37) 保険法の規定によれば、保険契約者や被保険者に告知義務違反があった場合、保険者の保険契約の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から（ ① ）行使しないとき、または保険契約の締結の時から（ ② ）を経過したときに消滅する。

1) ① 1 カ月間 ② 5 年

2) ① 2 カ月間 ② 10 年

3) ① 3 カ月間 ② 15 年

【答え】

保険会社が告知義務違反を知った時から1カ月以内に解除権を行使しないとき、または契約日から5年を経過した場合も保険契約の解除権は消滅する。

従って、答えは『1』です。

(38) 団体を契約者（＝保険料負担者）とし、その所属員を被保険者とする 1 年更新の定期保険であり、福利厚生規程等による保障の支払財源の確保を目的とした保険は、（ ）である。

1) 団体定期保険（B グループ保険）

2) 団体信用生命保険

3) 総合福祉団体定期保険

【答え】

総合福祉団体定期保険は、法人を契約者、役員・従業員を被保険者とする1年更新の定期保険で、業務外での死亡でも死亡原因を問わず死亡保険金が受け取れたり、ヒューマンバリュー特約として法人も保険金を受け取れます。

総合福祉団体定期保険に加入することにより、**従業員への医療サービスや、サービスの割引といった福利厚生**も低コストで整備できます。

従って、答えは『3』です。

(39) 自動車事故でケガを負い、相手方が加入していた自動車保険の対人賠償保険金を受け取った場合、当該保険金は（ ）とされる。

- 1) 非課税
- 2) 雑所得
- 3) 一時所得

【答え】

事故等で損害によって保険金が支払われた場合には、対物、対人への補償として保険金が支払われます。収益ではないので非課税となります。

従って、答えは『1』です。

(40) 飲食店において、店舗の床が清掃時の水で濡れていたことにより、来店客が足を滑らせて転倒して骨折し、入院をした。このような場合の損害賠償責任に備える損害保険としては、（ ）が適している。

- 1) 生産物賠償責任保険
- 2) 施設所有（管理）者賠償責任保険
- 3) 受託者賠償責任保険

【答え】

店舗の床が濡れていたことで、来客へ損害を与えてしまったなど、**施設の安全性の不備**による事故や施設内外の従業員の**業務中に生じた対人、対物事故**によって生じた賠償責任に備えるものは**施設所有（管理）者賠償責任保険**です。

従って、答えは『2』です。

(41) 日本銀行の金融政策の1つである（①）により、日本銀行が金融機関の保有する有価証券の買入を行えば、市中に出回る資金量が（②）する。

1) ① 預金準備率操作 ② 増加

2) ① 公開市場操作 ② 増加

3) ① 公開市場操作 ② 減少

【答え】

公開市場操作とは日本銀行が手形や国債などの売買を行うことで金融市場の資金の量を調整することを行います。

日銀が有価証券や債券を購入すること(=買いオペ)で市場の資金量を増やし、市場金利の低下を促す効果がある。

従って、答えは『2』です。

(42) 追加型株式投資信託を基準価額 1 万 800 円で 1 万口購入した後、最初の決算時に 1 万口当たり 300 円の収益分配金が支払われ、分配落ち後の基準価額が 1 万 600 円となった場合、その収益分配金のうち、普通分配金は (①) であり、元本払戻金 (特別分配金) は (②) となる。

1) ① 100 円 ② 200 円

2) ① 200 円 ② 100 円

3) ① 300 円 ② 0 円

【答え】

●分配金の中身は 2 種類あります。

「普通分配金」は、利益が出た部分。

「元本払戻金(特別分配金)」は、元本が戻ってきた部分。

※分配金が元本払戻金のみの場合。 自分が投資した元本が戻ってきたわけなので、投資した金額は戻ってきた分、減ることになる。

●計算方法

購入時の元本(基準価額)は 1 万 800 円だったものが、決済時に**分配金**として 300 円分支払われました。

分配落ち後の元本(基準価額)が 1 万 600 円ですので、元本との差額は 200 円です。

従って、支払われた 300 円の内、購入時の元本と分配落ち後の元本との差額、**200 円は元本払戻金**(特別分配金)で、**普通分配金は 100 円**です。

従って、答えは『1』です。

(43) 個人向け国債は、金利の下限が年（ ① ） とされ、購入単価は最低（ ② ） か ら（ ② ） 単位である。

1) ① 0.03% ② 10 万円

2) ① 0.05% ② 1 万円

3) ① 0.05% ② 10 万円

【答え】

個人向け国債は最低金利は年0.05% となっており、最低1万円から購入可能です。

従って、答えは『2』です。

(44) 下記の＜X社のデータ＞に基づいて計算したX社株式の株価収益率（P E R）は（①）、配当利回りは（②）である。

＜X社のデータ＞

株 価	800円
1株当たり配当金	30円
1株当たり純利益	50円
1株当たり純資産	400円

1) ① 16 倍 ② 3.75%

2) ① 8 倍 ② 6.25%

3) ① 4 倍 ② 10%

【答え】

●株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標

《計算式》

PER=株価÷1株当たり当期純利益(EPS)

EPS=当期純利益÷発行済株式数

X社 PER=800円÷50円=16倍

●配当利回り

株価に対して1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値

《計算式》

配当利回り=1株当たり年間配当金÷株価×100

X社の配当利回り=30円÷800円×100=3.75%

従って、答えは『1』です。

(45) 2 資産で構成されるポートフォリオにおいて、2 資産間の相関係数が -1 である場合、両資産が () 値動きをするため、理論上、リスクの低減効果は最大となる。

- 1) 逆の
- 2) 関係のない
- 3) 同じ

【答え】

リスクの低減効果が最大となるのは 2 資産間の相関係数が逆(-1) となる場合である。

従って、答えは『1』です。

(46) 上場株式等の配当所得について申告分離課税を選択した場合、その税率は、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で（①）であり、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することができる。この場合、配当控除の適用を受けることが（②）。

1) ① 14.21% ② できる

2) ① 20.315% ② できない

3) ① 20.42% ② できない

【答え】

配当所得とは、株式の配当金や投資信託の収益分配金で得られる所得です。

上場株式等の配当所得については、総合課税に限らず、申告分離課税を選択することができます。

申告分離課税を選択した場合、20.315%が源泉徴収された後、確定申告を行う場合、いずれかを納税者自身が選択できます。

申告課税では配当控除は受けられず、総合課税を選択した場合のみ控除対象となります。

従って、答えは『2』です。

(47) 36 年間勤務した会社を定年退職した給与所得者の所得税における退職所得の金額を 計算する際の退職所得控除額は、() となる。

- 1) $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (36 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) \times 1/2 = 1,360 \text{ 万円}$
- 2) $800 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} \times (36 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,440 \text{ 万円}$
- 3) $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (36 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,920 \text{ 万円}$

【答え】

退職所得控除は勤続年数が 20 年以下か、20 年以上かによって 計算式が変わります。

20 年以下: $40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数}$

20 年以上: $40 \text{ 万円} \times 20 \text{ 年} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$

問題では 36 年間の勤務ですので 3 番が適切です。

退職所得控除と退職所得(退職収入-退職所得控除) $\times 1/2$ と間違えやすいので注意しましょう。

従って、答えは『3』です。

(48) 所得税において、合計所得金額が 950 万円である納税者が配偶者控除の適用を受ける場合、控除対象配偶者のその年 12 月 31 日現在の年齢が 70 歳未満であるときは、控除額は () となる。

- 1) 13 万円
- 2) 26 万円
- 3) 38 万円

【答え】

納税者の合計所得金額が 950 万円である時の適用額は

納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円～950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円～1,000 万円以下	13 万円	16 万円

従って、答えは『2』です。

(49) 所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、取得等した家屋の床面積が（ ① ）以上で、かつ、その（ ② ）以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものでなければならない。

1) ① 50 m² ② 2分の1

2) ① 60 m² ② 3分の2

3) ① 70 m² ② 4分の3

【答え】

住宅ローンの適用要件として、住宅の床面積が50m²以上で、そのうち1/2が居住用である必要があります。

従って、答えは『1』です。

(50) 青色申告者の所得税の計算において、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額（純損失の金額）が生じた場合、所定の要件を満たすことで、その損失の金額を翌年以後（ ）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができる。

1) 2年間

2) 3年間

3) 4年間

【答え】

青色申告者の所得税の計算において、損益通算してもなお控除しきれない純損失の金額がある場合には、所定の要件のもと、その純損失の金額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の総所得金額等の計算上、控除することができる。

従って、答えは『2』です。

(51) 借地借家法の規定によれば、一般定期借地権、事業用定期借地権等、建物譲渡特約付借地権のうち、（ ）の設定を目的とする契約は、公正証書によって締結しなければならない。

1) 一般定期借地権

2) 事業用定期借地権等

3) 建物譲渡特約付借地権

【答え】

事業用定期借地権等の契約方法は公正証書にて行わなければいけません。

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期間 終了時	原則、更地で返す	原則、更地で返す	建物付きで返す

従って、答えは『2』です。

(52) 所有する農地を自宅の建築を目的として宅地に転用する場合、原則として都道府県知事等の許可が必要であるが、市街化区域内にある農地については、あらかじめ（ ）に届出をすれば都道府県知事等の許可は不要である。

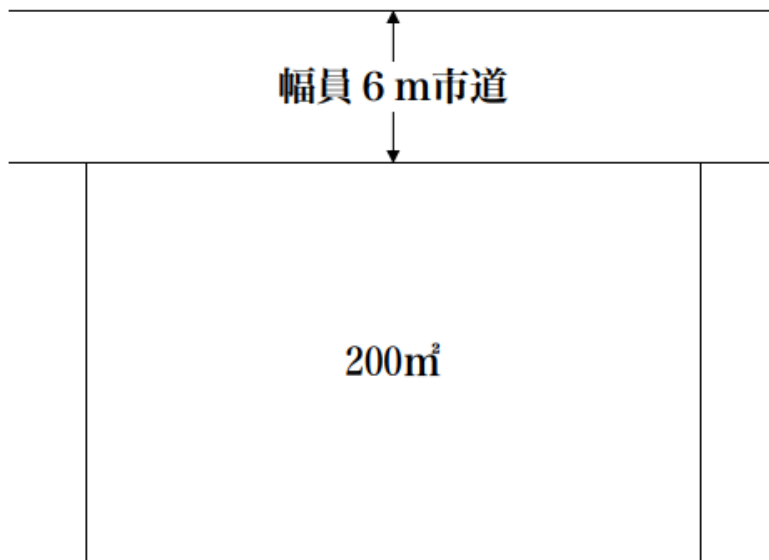
- 1) 国土交通大臣
- 2) 市町村長
- 3) 農業委員会

【答え】

所有する農地を宅地へ転用する場合には都道府県知事の許可が必要ではありますが、**事前に農業委員会へ届け出**をすれば、都道府県知事の許可は必要ありません。

従って、答えは『3』です。

(53) 下記の 200 m²の敷地に建築面積 100 m²、延べ面積 150 m²の2階建ての住宅を建築した場合、当該建物の建蔽率は（ ）である。



- 1) 50%
- 2) 75%
- 3) 100%

【答え】

建蔽率の計算方法は

建築面積÷敷地面積×100

100m²÷200m²×100=50%

従って、答えは『1』です。

(54) 個人が土地・建物を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算において、譲渡した土地・建物の取得費が不明である場合、譲渡収入金額の（ ）相当額を取得費とすることができる。

- 1) 3 %
- 2) 5 %
- 3) 10 %

【答え】

土地・建物の譲渡所得の金額の計算上、取得費が不明な場合、また実際の取得費が譲渡収入金額の 5%相当額を下回る場合は概算取得費として譲渡収入金額の 5%相当額を取得費とすることができます

従って、答えは『2』です。

(55) 投資総額 8,000 万円で購入した賃貸用不動産の年間収入の合計額が 500 万円、年間費用の合計額が 120 万円である場合、この投資の純利回り（NOI 利回り）は、（ ）である。

- 1) 1.50%
- 2) 4.75%
- 3) 6.25%

【答え】

NOI利回りとは収益から諸経費を控除して求める利回り。不動産投資の収益を評価するうえで最も基本となる利回りである。

計算式は

$$(\text{年間賃料収入} - \text{実質費用}) / \text{投資額} \times 100$$

$$(500\text{万円} - 120\text{万円}) \div 8,000\text{万円} \times 100 = 4.75\%$$

従って、答えは『2』です。

(56) 個人が死因贈与によって取得した財産は、課税の対象とならない財産を除き、（ ）の課税対象となる。

1) 所得税

2) 贈与税

3) 相続税

【答え】

死因贈与とは「私が死んだら、この土地をあげる」など、契約を生前に交わした場合の贈与で、贈与者の死亡により、効力が発生する贈与です。

- ・ 贈与者は、遺言で撤回できます。
- ・ 贈与者より受贈者の死亡が早い場合は効力を失います。
- ・ 死因贈与により財産を取得したものは、**相続税の課税対象**となります。

従って、答えは『3』です。

(57) 贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が（ ① ）以上である配偶者から居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け、所定の要件を満たす場合、贈与税の課税価格から基礎控除額とは別に（ ② ）を限度として控除することができるものである。

1) ① 15 年 ② 2,000 万円

2) ① 20 年 ② 2,000 万円

3) ① 20 年 ② 2,500 万円

【答え】

贈与税の配偶者控除は、**婚姻期間が 20 年以上**である配偶者から居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け、所定の要件を満たす場合、贈与税の課税価格から**贈与税の基礎控除額とは別に 2,000 万円**を限度として控除することができるものである。

従って、答えは『2』です。

(58) 被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子となっている者
(いわゆる孫養子) は、代襲相続人である場合を除き、相続税額の
() 加算の対象となる。

- 1) 1 割
- 2) 2 割
- 3) 3 割

【答え】

相続税の2割加算は、被相続人の一親等の血族(代襲相続人となった孫を含む)と配偶者以外の人(被相続人の配偶者以外の人)が相続人になった場合に加算される。

従って、答えは『2』です。

(59) 下記の＜親族関係図＞において、遺留分算定の基礎となる財産の価額が9,000万円であり、相続人が合計4人である場合、二男Eさんの遺留分の金額は、（ ）となる。

＜親族関係図＞



- 1) 750 万円
- 2) 1,125 万円
- 3) 1,500 万円

【答え】

遺留分とは遺言に優先して一定の相続人が最低限の相続分を受け取ることができるという規定。

法定相続分の計算は、配偶者は1/2、残りの1/2を3人の子どもで分ける(子1人につき 1/6となる)ので、1,500万円。遺留分はその1/2なので750万円。(直系尊属のみの場合の遺留分は1/3)

従って、答えは『1』です。

(60) 2019 年中に開始した相続において、相続人が被相続人の配偶者と子 3 人の計 4 人である場合、相続税額の計算における遺産に係る基礎控除額は、（ ）となる。

1) 5,000 万円

2) 5,400 万円

3) 5,800 万円

【答え】

[計算式]

遺産に係る基礎控除額=3000 万円+600 万円×法定相続人の数

本問では、法定相続人は配偶者・子 3 人の合計 4 人です。

式に当てはめて計算します。

3000 万円+600 万円×4 人=5,400 万円

従って、答えは『2』です。